

諮問番号 令和２年度諮問第１号

答申番号 令和３年度答申第１号

答 申 書

審査会の結論

生駒市長が審査請求人に対し令和２年１０月８日付け「生○第○○○号」でした処分を取り消すべきである。

理 由

第１ 審査請求の趣旨

生駒市長が審査請求人に対し令和２年１０月８日付け「生○第○○○号」でした処分を取り消す。

第２ 事案の概要

１ 経緯

本件は生活困窮者自立支援法（以下「自立支援法」という。）に基づく生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給を受けていた審査請求人が、同法に基づいて、同給付金の支給期間の延長を生駒市長（以下「市長」という。）に請求したところ、市長がこれを拒否する決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づいて、本件処分の取消しを求めるものである。

２ 前提事実等

- (1) 審査請求人が、令和２年６月１０日付けで、自立支援法に基づき、市長に住居確保給付金の支給を申請したところ、市長は、令和２年６月１６日付け「生○第○○○号」で、令和２年７月（令和２年７月家賃相当分）から同年

8月（令和2年9月家賃相当分）までの間、同給付金を支給することを決定し、その旨を審査請求人に通知した。

(2) 審査請求人が、令和2年9月3日付けで、市長に、受給中であった上記の住居確保給付金につき、支給期間の延長を申請したところ、市長は、令和2年10月8日付け「生○第○○○号」で、申請を拒否する決定をし、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 自立支援法第6条第1項は、住居確保給付金の支給要件を厚生労働省令で定めることとしている。

そして、同法施行規則第10条第5号及び同規則附則第4条は「誠実かつ熱心に求職活動を行うこと」を支給要件の一つとし、受給中の者に対しても「受給中は、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと」としている（住居確保給付金支給申請書（様式第1号裏面）、同規則第13条）。

(4) 市長が支給期間の延長申請を拒否した理由

住居確保給付金支給決定期間中に誠実で熱心な求職活動を行っていたことが確認できなかったため。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

審査請求人は、住居確保給付金の受給期間中に、誠実かつ熱心な求職活動を行っていたかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

（審査請求人）

住居確保給付金の受給期間中に、誠実かつ熱心な求職活動を行った。具体的には、次の求職活動をした。

ア 新規の生徒獲得のためのチラシを配布した。

イ 新型コロナウイルス感染を警戒し、対面でのレッスンを怖がり、休会さ

れている方もレッスンできるように、リモートレッスンを推進した。

ウ 新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着いた際に演奏活動が再開できるように、自身の演奏活動を準備、計画した。

エ 少しでも収入を確保するために、〇〇県〇〇市への出張レッスンをした。

オ 新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着いた際に演奏活動が再開できるように、自身の指の治療をした。

カ ピアノで収入が得られなくなった際に備えて、インターネットサイトでキャンドル販売をした。

(市長)

- (1) 自立支援法の運用マニュアル(「住居確保給付金 今回の改正に関するQ A (vol 6)」)と題する厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室が各都道府県等の生活困窮者自立支援制度主管部局へ発出した通知(令和2年5月29日事務連絡))によれば、フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態についても住居確保給付金の支給対象となるとされ、その場合には常用就職を必須条件とするのではなく、現在の就業形態を維持しつつアルバイト等の短期的な雇用で当面の生活費をまかなうことも求職活動としてみなすことで支援対象と解することとしている。
- (2) 審査請求人の求職活動状況報告書には常用就職を目指した求職活動状況の報告はなく、また、アルバイト等短期的な就業をはじめとする求職活動を行っていた事実についても確認できなかった。
- (3) 審査請求人が住居確保給付金の受給期間中に行ったと主張する上記アからカの6つの活動は、そのいずれも常用就職を目指した求職活動ではなく、アルバイト等の短期的な雇用に向けた活動ともいえず、自立支援法の運用マニュアルにおける求職活動要件に当たらない。

第4 当審査会の判断

- 1 市長は、審査請求人が住居確保給付金の受給期間中に行ったとする上記アからカの6つの活動について、それらを自立支援法施行規則が定める求職活動に当たらないと主張し、その理由として、それらのいずれも常用就職を目指した求職活動ではないことはもとより、アルバイト等の短期的な雇用に向けた活動ともいえず、自立支援法の運用マニュアルにおける求職活動に当たらないとする。

つまり、常用であれ、短期的であれ、雇用に向けた活動でなければ自立支援法施行規則が定める求職活動に当たらないとしている。

- 2 しかしながら、市長の上記主張は採用することができない。その理由は、次のとおりである。

- (1) まず、自立支援法が、住居確保給付金の受給者に対して誠実かつ熱心な求職活動を行うことを求めている趣旨は、同給付金が、自己の都合によらない離職や廃業又はそれらと同程度の状態に至り、経済的に困窮し、住居を失い又は失うおそれのある者に対して、その住居を確保することを通して、安心して求職活動を行わせ、その経済的自立の促進を図ることを目的としていることにある（同法第1条、第3条第3項及び同法施行規則第3条）と解される。

そうすると、審査請求人のような自営業者については、従前の就業形態を維持し、その収入を回復させるために行う諸営業活動も経済的自立へ向けた求職活動に当たり、同法は、必ずしも、求職活動として常用就職を目指した活動はもとより、アルバイト等の短期的な雇用に向けた活動を行うことを求めているわけではないと解される。

- (2) また、自立支援法の運用マニュアルはQ7の「フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態の方について、住居確保給付金を受けられるのか。」に対してA7で「フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就

業形態の方については、その状況は多様であるため、自立支援相談機関等と定期的（当分の間月1回）にやりとり等をしながら、住居確保給付金の支給を受け、自立に向けた活動を行っていただきたいと考えている。その際、本人の意向や状況に応じ、雇用契約によらない現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えばアルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応も可能である。」「したがって、フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態の方から相談があった場合には、本給付金の支給要件として雇用契約によらない現在の就業を断念していただくものではない旨を丁寧に説明するよう、改めて留意いただきたい。」としている。

このように、自立支援法の運用マニュアルでは、審査請求人のような雇用契約によらない就業形態の者については、必ずしも、求職活動として、雇用へ向けた活動を行うことを求められておらず、またアルバイトなどの短期的な雇用についても、「例えば」と例示しているにすぎない。

(3) そして、当審査会による処分庁への聞取調査において、市長（住居確保給付金支給の担当課職員）は、アルバイトを行い又はアルバイト先を探すことは求職活動の必須要件かどうかという質問に対し「もしかね、アルバイトが必須やということでしたら、7月の時点でアルバイトをしてないから駄目ということになると思うんですけど、それをしてませんので、うちはアルバイトが必須やというふうには考えておりません。」「例えばアルバイトというようなことも厚労省から出ておりますので、アルバイトも可能ですよという話ということで、アルバイトが必須ということではありません。」と陳述している。

(4) そうすると、常用であれ、短期的であれ、雇用に向けた活動でなければ自立支援法施行規則が定める求職活動に当たらないとする解釈の下、審査請求人が「住居確保給付金支給決定期間中に誠実で熱心な求職活動を行っていたことが確認できなかった。」として、住居確保給付金の支給延長申請を拒否し

た本件処分には法令の解釈を誤った違法があるといわなければならない。

- (5) なお、市長（住居確保給付金支給の担当課職員）は、上記の当審査会による処分庁への聞取調査において、審査請求人の３か月間の求職活動の内容とその効果に変化が感じられなかったことが、審査請求人の求職活動について、それが「誠実」と「熱心」さに欠けると判断した理由であるとし、「３か月間の行動の変容であるとか、何かその明らかにね、増収活動を含めて、３か月間レベルを上げていっていただいたとか、そういったことを延長のときに確認させていただいているんですけど、それがこのあまり平常でずっとこられていると感じた。」と陳述している。

しかしながら、審査請求人の３か月間の求職活動の内容とその効果に変化が現れなかったことが本件処分の理由であることは、本件処分の通知書及び本件審査請求における市長による弁明書のいずれにも記載されていないのみならず、自立支援法が、住居確保給付金の支給された３か月の間に、求職活動の内容とその効果に変化が現れることを誠実かつ熱心な求職活動と認められるための必要要件としていると解することは到底できない。

- ３ 以上のとおりであるから、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

第５ 当審査会の審査経緯

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	処理内容
令和３年２月２６日	・市長からの諮問を受けた。
令和３年３月２６日 (令和２年度第１回審査会)	・概要を確認し、審議を行った。
令和３年４月１４日 (令和３年度第１回審査会)	・審議を行った。

令和３年７月２１日 (令和３年度第２回審査会)	・審査請求人への聞き取り調査を行った。
令和３年７月３０日 (令和３年度第３回審査会)	・処分庁への聞き取り調査を行った。
令和３年８月２０日 (令和３年度第４回審査会)	・審議を行った。
令和３年９月２２日 (令和３年度第５回審査会)	・審議を終結し、答申文を決定した。

※ 令和３年５月７日及び同月１４日に審査会を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期した。

生駒市行政不服審査会

会長 金谷 重樹

委員 九鬼 康夫

委員 上崎 哉

委員 緒方 賢史

委員 和島美枝子